

第二編 基本規約

2 一般財団法人東京都スキー連盟加盟団体等に関する規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人東京都スキー連盟定款(以下「定款」という。)第44条及び第53条に基づき、一般財団法人東京都スキー連盟(以下「本連盟」という。)の加盟団体及び登録会員について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 加盟団体

(加盟申請)

第2条 所在地が東京都内にあり、かつ、第17条に定める登録会員が15名以上所属するスノースポーツ団体は、本連盟に加盟を申請することができる。

2 本連盟に加盟しようとする団体は、次の各号の事項を記載した所定の書面をもって、本連盟の会長に加盟申請をしなければならない。

- 一 団体名
- 二 団体の所在地
- 三 登録会員とする者の数及び氏名
- 四 団体設立の目的
- 五 設立規則
- 六 設立年月日
- 七 加盟団体を代表する者(以下「団体長」という。)並びに役員役職名、氏名、生年月日及び住所
- 八 事務連絡担当者の氏名及び連絡先

(加盟承認)

第3条 前条第2項による加盟申請があったときは、理事会は、速やかに審査をし、加盟の承認又は不承認について意見を付して、会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、加盟申請団体に対して、その承認又は不承認を通知し、理事会及び評議員会にその旨を報告しなければならない。

3 前項により加盟を承認された団体は、速やかに別表1に定める加盟金及び年次負担金を本連盟に納入しなければならない。加盟金は、理由のいかんを問わず返却しないものとする。

4 第2項により加盟を承認された団体が、前項の納入手続を完了したときは、同項による通知があった日に加盟団体となったものとみなす。

5 加盟団体は、加盟を承認されたときは、本連盟の会長に対し、本連盟の定款、規則及び決定事項を遵守することを誓約する書面を提出しなければならない。

(権利など)

第4条 加盟団体は、次の権利を有する。

- 一 本連盟の事業に所属の登録会員を参加させること。
- 二 公認のスキー・スノーボード学校を開設すること及びバッジテストを実施すること。
- 三 公認の競技会等を開催すること。
- 四 第3章に定める加盟団体長会議(以下「団体長会議」という。)に出席すること。
- 五 理事立候補者1名又は監事立候補者1名を推薦すること。
- 六 評議員立候補者1名を推薦すること。
- 七 評議員選挙において1票を行使すること。

2 加盟団体は、第2条各号(第6号を除く。)の事項に変更があった場合は、速やかに本連盟の会長に届け出なければならない。

3 加盟団体はその名称を変更しようとするときは、事前に本連盟の承認を得た上、変更届を提出し別表2に定める名称変更事務手数料を納入しなければならない。

(年次負担金の納入)

第5条 加盟団体は、毎年10月1日から10月31日までに別表1に定める年次負担金を納入しなければならない。

2 加盟団体が年次負担金を前項の期限内に納付しなかったときは、別表2に定める負担金追徴加算率に乗じた加算金を併せて納入しなければならない。

(権利の停止)

第6条 加盟団体が次の各号の一に該当したときは、その権利を停止するものとし、本連盟の会長

は、当該加盟団体に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

- 一 第2条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- 二 理事会及び評議員会が権利の停止の決議をしたとき。
- 三 前条第1項に定める年次負担金を期限内に納付しないとき。

2 前項第二号により権利の停止の決議をするときは、当該加盟団体に弁明する機会を与えなければならない。

(権利の回復)

第7条 加盟団体が次の各号の一に該当したときは、その権利を回復するものとし、本連盟の会長は、当該加盟団体に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

- 一 第2条第1項の要件を満たしたとき。
- 二 理事会及び評議員会が権利の回復の決議をしたとき。
- 三 第5条の年次負担金及び加算金を納入したとき。

(任意脱退)

第8条 加盟団体が定款第46条に基づき脱退しようとするときは、本連盟の会長に脱退届を提出しなければならない。

(除名)

第9条 本連盟が定款第47条に基づき加盟団体を除名するときは、書面又は口頭により弁明する機会を与えなければならない。

2 本連盟の会長は、加盟団体が除名されたときは、当該加盟団体に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

第3章 加盟団体長会議

(加盟団体長会議の構成)

第10条 加盟団体長会議（以下「団体長会議」という）は、団体長で構成する。

(団体長会議の役割)

第11条 団体長会議は、本連盟の管理運営に関する提案及び要望を本連盟の会長に行う。

(団体長会議の招集等)

第12条 団体長会議は、本連盟の会長が年1回以上招集する。

2 前項の招集は、団体長並びに理事、監事、評議員に対し、開催日の20日前までに文書により通知しなければならない。

3 団体長が団体長会議に出席できないときは、団体長は、第17条の登録会員を団体長代理として出席させることができる。

4 理事は、やむを得ない事由があるときを除き、団体長会議に出席しなければならない。

(団体長会議の提案及び要望)

第13条 加盟団体の提案及び要望は、開催日の10日前までに文書により本連盟の会長に提出しなければならない。

2 本連盟の会長は、前項の文書を会議前に各加盟団体並びに理事及び監事へ配付しなければならない。
(議長及び副議長等)

第14条 団体長会議の議長及び副議長は、本連盟の会長及び副会長をそれぞれ充てるものとする。
ただし、会長、副会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した専務理事、常務理事を議長、副議長に充てるものとする。

2 議長は、団体長会議の出席者2名を議事録署名人として指名するものとする。

(公開)

第15条 団体長会議は、原則として、登録会員に公開するものとする。

(議事録の作成)

第16条 議長は、団体長会議終了後、速やかに次の各号の事項を記録した議事録を作成し、自ら署名押印するとともに、議事録署名人に署名押印を求めなければならない。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席者の数
- 三 出席した理事、監事及び参考人等の氏名
- 四 理事会からの報告事項
- 五 提案及び要望の内容
- 六 議事の経過の概要

- 七 長、副議長、議事録署名人及び書記の選任に関する事項
- 2 議長は、前項により議事録を作成したときは、速やかに、その写しを評議員、加盟団体、理事、監事及び関係する委員会の委員に送付しなければならない。
 - 3 議事録は、本連盟のホームページで公開することができる。
 - 4 議事録は、専務理事が管理するものとする。

第4章 登録会員

(登録会員)

第17条 定款第3条に定める本連盟の目的に賛同して加盟団体に所属し、当該団体を通じて所定の手続を経た者を登録会員とする。

(会員の登録手続き)

第18条 加盟団体は、その所属する者を登録会員として申請するときは、所定の書面に次の事項を記載し、別表3に定める会員登録料を添えて、毎年10月1日から31日までに本連盟に申請しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び性別
- 二 更新又は新規の別
- 三 スキー及びスノーボードの資格に関する事項

- 2 前項の申請が本連盟に受理されたときは、当該年の8月1日から翌年の7月31日まで登録会員となるものとする。
- 3 加盟団体は、第1項の期間にかかわらず、任意の時期に会員登録を申請することができるものとし、当該加盟団体の会員は、申請が受理された日から最初に到来する7月31日まで登録会員となるものとする。
- 4 第2条により、本連盟への加盟を申請しようとする団体に所属する者については、本条の規定を準用する。

(権利及び義務)

第19条 登録会員は、次の権利を有する。

- 一 本連盟の事業に参加し、又は本連盟の代表として他の団体が主催する事業に参加すること。
- 二 本連盟の定款及び規則等の定めるところにより、理事、監事又は評議員に立候補すること。

2 登録会員は、次の義務を負う。

- 一 本連盟の定款及び規則等並びに決定事項を遵守すること。
- 二 本連盟の運営、事業その他の業務に協力すること。

(会員資格の喪失)

第20条 加盟団体は、所属する登録会員に次の各号の一の事由が生じたときは、速やかに本連盟に届け出なければならない。この場合、当該登録会員は、その事由が生じた日に登録会員としての資格を失うものとする。

- 一 加盟団体に所属しなくなったとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 本人が登録を辞退したとき。

(所属団体の移籍)

第21条 所属する加盟団体から他の加盟団体へ移籍しようとする登録会員は、本連盟に対し、新たに所属することとなる加盟団体の団体長名による移籍届を提出するものとする。この場合、当該登録会員は、移籍届を提出した日から、新たに所属する加盟団体の登録会員となる。

第5章 雑則

(改廃)

第22条 この規則の改廃は、理事会及び評議員会の決議による。

(その他必要な事項)

第23条 この規則のほか必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則 (2011年(平成23年) 6月12日理事会決議)

(2011年(平成23年) 7月24日評議員会決議)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において、読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (2014年(平成26年) 5月 1日理事会決議)

(2014年(平成26年) 5月10日評議員会決議)
 この規則は、2014年(平成26年) 5月10日から施行する。
 附 則(2015(平成27年) 6月27日理事会決議)
 (2015(平成27年) 7月11日評議員会決議)
 この規則は、2015年(平成27年) 7月11日から施行する。
 附 則(2022(令和4年)6月22日理事会決議)
 (2022(令和4年)7月23日評議員会決議)
 この規則は、2022年(令和4年)7月23日から施行する。

別 表 1

加盟金	100,000円
加盟団体年次負担金	40,000円
名称変更事務手数料	20,000円

別 表 2

納入時期	11月1日～ 12月31日	1月1日～ 3月31日	4月1日以降
負担金追徴加算率	10%	20%	30%

別 表 3

会員登録料1人当たり	800円
SAJ・SAT 公認資格者 SAT 管理料	1,000円
SAT 競技者登録料	1,000円